

受 理 通 知 書

受付番号 第 一 号
令和 年 月 日

高槻市農業委員会会長

下記によって提出があった農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、これを受理し、
令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知する。
(届出書が到達した日 令和 年 月 日)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 (副)

令和 年 月 日

高槻市農業委員会会長 様

譲受人 氏名 **田中株式会社** (被設定人) **代表取締役 田中 剛史** (ほか 1 名 届出当事者全員の詳細は下記のとおり)
譲渡人 氏名 **高槻 太郎** (設定人) (ほか 1 名 届出当事者全員の詳細は下記のとおり)

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

1. 届出当事者の氏名、住所及び職業

当事者の別	氏 名	住 所	職 業	備 考
譲受人	田中株式会社 代表取締役 田中 剛史	桃園町30番40号	不動産業	
譲渡人	高槻 太郎	桃園町2番1号	兼業農家	持分 2分の1
	高槻 花子	桃園町2番1号	専業主婦	持分 2分の1
	以下余白			2名以上で所有している場合は、「持分」を記入

権利設定の場合は(被設定人)(設定人)を記載

2. 土地の所在、地番、地目及び面積並びに土地所有者及び耕作者の氏名、住所

土地の所在	地番	地 目		面積 m ²	土 地 所 有 者		耕 作 者	
		登記	現況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
桃園町	10番 11	田	田	1,300	高槻 太郎 高槻 花子	桃園町2番1号 "	高槻 太郎	桃園町2番1号
桃園町	12番 13	畑	畑	700	高槻 太郎 高槻 花子	桃園町2番1号 "	高槻 太郎	桃園町2番1号
以下余白								

日付が未定の場合、おおよその日付を記入

合計 2 筆 2,000 m² (田 1,300 m²、畑 700 m²、採草放牧地 m²)

3. 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他
	所有権	設定・移転	令和元年7月20日		
4 転用計画	転用の目的	転用の時期	令和元年8月1日	開発許可を要しない転用行為にあっては都市計画法第29条の該当号	
	転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事着工時期 工事完了時期	令和元年12月1日		

5. 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要
【被害のない場合】(記入例) 周囲に被害を及ぼさないよう十分に留意する。万が一被害が生じた場合は、当方が責任をもって対応する。
【防除施設を作る場合】<被害の防除施設の概要等を具体的に記入>

受理通知書は届出当事者全員の合意により(田中 剛史 TEL 072-□□□-□□□)が受領します。

※受領者が届出者と異なる場合は、あわせて「委任状」の提出が必要です

記載注意
(2) (1) この届出書副本は、届出者に対して交付される受理通知書となるものですから、当事者の氏名、土地の所在、地番、面積欄に誤記のないよう特に注意して下さい。